



(別紙15)

「ピーポ110ばんのいえ」とは、子どもが“こわい”“あぶない”と感じたときに、逃げ込める緊急避難場所です。ご登録いただいた事業者の方は、従業員間でこのマニュアルを共有し、従業員の方どなたでもご対応いただけるよう、ご協力をお願いします。

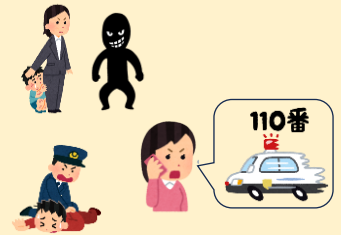
もしも子どもが助けを求めてきたら！



1. 子どもを保護して、まずは110ばん

- ・子どもを保護し、身の安全を確保してください
- ・子どもに安心するよう声をかけ、落ち着かせてください
- ・警察（110番）に通報してください

※通報後は、警察の指示に従って行動してください。



2. 子どもを落ち着かせ、子どもにしつもん

- ・子どもを落ち着かせたら、子どもにたずねてください
- ①子どものなまえ
- ②いつ、どこで、なにがあった（事件の内容）
- ③不審者について（性別・服装・特徴）
- ④子どもの住所、学校名、年齢

※個人情報はプライバシー保護のため、口外しないでください。



3. 保護者へれんらく

- ・子どもの保護者に連絡をし、迎えに来てもらってください
- ・警察の対応が終わるまで、必ず子どもを一人で帰らせないでください



4. 子ども家庭課へれんらく

- ・「ピーポ110ばんのいえ報告書」を提出するか、電話にて報告してください
一連の処理が落ち着いたらで構いません。

◇連絡先 子ども家庭課企画係 TEL：03-5273-4261 FAX：03-5273-3610

110ばんをするか迷ったとき、相談したいときは最寄りの警察署へ

問い合わせ先	電話番号
牛込警察署 生活安全課防犯係	03-3269-0110
新宿警察署 生活安全課防犯係	03-3346-0110
戸塚警察署 生活安全課防犯係	03-3207-0110
四谷警察署 生活安全課防犯係	03-3357-0110
新宿区役所 子ども家庭課企画係	03-5273-4261

「ピーポ110ばんのいえ」見舞金制度について

新宿区では、ピーポ110ばんのいえに安心してご協力いただけるよう、「ピーポ110ばんのいえ」見舞金制度に加入しています。万が一、子どもを保護する際に不審者等から人的・物的被害を受けた場合は見舞金が支払われますので、速やかに子ども家庭課企画係にお知らせください。

- ・対象者…被害の際に「ピーポ110ばんのいえ」協力員名簿に登録がある住所地にいた協力者本人、家族、来客者、避難して来た子ども、店舗の従業員
- ・見舞金…協力者等1名1事故あたり
 - 死亡見舞金 500万円
 - 後遺障害 障害の程度により500万円から15万円まで
 - 入院見舞金 2万円～10万円、通院見舞金1万円～3万円
 - 財物損壊補償 1事故修理費の範囲内で上限200万円

※ピーポステッカーが建物に貼ってあっても、ピーポ110ばんのいえ協力員名簿に登録がない場合は見舞金制度の対象外となります。
登録内容に変更がある場合は、必ず子ども家庭課までご連絡ください。

ピーポ110ばんのいえの登録情報を変更したいとき

登録内容に変更がある場合

- ・協力承諾書記入時の情報に変更があった場合は、変更の旨を記載した「連絡書」をご提出ください。
- ・住所地ごとの登録となるため、区内で転居された場合は、旧住所での登録を一度ご辞退いただき、区内の新住所について新規で登録となります。新住所地管轄の警察署員より住所地の環境確認を行い、確認後にステッカーをお渡しします。

辞退する場合

- ・諸事情により「ピーポ110ばんのいえ」にご協力いただけなくなった場合は「連絡書」に辞退の旨を記載の上、子ども家庭課企画係までご連絡ください。
- ・子どもが誤って駆けこまないよう、ステッカーを必ずはがしてください。

連絡書の電子申請はこちら → <https://logofom.jp/f/309A5>



登録情報の更新について

- ・4年に1度、協力承諾書の更新をお願いしております。更新のお願いに関する書類が届いた場合はご対応をお願いします。

※登録内容に変更がないかのご案内も皆様に年に1度、お送りしております。